

## 群馬県農業技術センターと群馬大学食健康科学教育研究センターの研究連携に係る覚書

群馬県農業技術センター（以下「甲」という。）及び群馬大学食健康科学教育研究センター（以下「乙」という。）は、相互の研究連携を強化するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した共同研究を推進し、群馬県における食健康科学に基づいた地域食材の成分分析、加工技術、保存法等とスマート農業等の革新的農業技術の開発を進め、地域農業・食品産業等の振興に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に掲げる事項について、連携して取組みを進めるものとする。

- （1）食健康科学の研究、地域食材のデータを活用した農産加工技術や加工品等の開発に関すること。
- （2）地域農業・食品産業を担う高度専門人材の育成に関すること。
- （3）スマート農業（IoT・ICTの活用、環境制御、ロボティクス等）の研究・開発に関すること。
- （4）研究施設の相互利用に関すること。
- （5）その他、本覚書の目的遂行上必要なこと。

2 甲及び乙は、連携して取り組んだ第1項各号に掲げる事項について、研究計画、役割分担、研究成果の扱い、今後の推進方法等に関し、定期的に協議を行うものとする。

### （経費分担）

第3条 前条の場合における甲及び乙それぞれに生じた経費については、原則として、各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定める場合は、この限りでない。

### （覚書の見直し）

第4条 甲及び乙は、本覚書の内容を変更する必要があると認める場合は、その都度協議するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本覚書の研究連携を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、秘密情報とは、秘密と明記したもの、又は口頭で秘密であることを伝えたものについては追って秘密であることを文書で明記したものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも解除の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本覚書を更新するものとし、以降もまた同様とする。

2 甲又は乙がこの覚書の解除を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この覚書の解除ができるものとする。

(疑義の決定)

第7条 本覚書に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 群馬県伊勢崎市西小保方町493

群馬県農業技術センター所長 田村 利行 (公印省略)

乙 群馬県前橋市荒牧町4-2

群馬大学食健康科学教育研究センター長 粕谷 健一 (公印省略)